

# デビューNext定期預金（1年・3年）商品概要説明書

項 目	内 容						
1. 商品名	・デビューNext定期預金						
2. 販売対象	・「個人」						
3. 取扱期間	・2026年2月1日(日)～4月30日(木)						
4. 取扱店舗	・インターネット支店						
5. 募集総額	・200億円(募集金額に達した場合、取扱期間終了前でも募集終了となります)						
6. 預入期間	・1年・3年 ・自動継続(元金継続・元利金継続)						
7. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入形態	・一括預入 ・1口10万円以上(一人上限3,000万円まで) ・1円単位 ・インターネットバンキング						
8. 利 息 (1) 適用金利  (2) 計算方法 (3) 3年もので作成した 場合	<p>・満期日まで適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>適用金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年</td> <td>1.300%</td> </tr> <tr> <td>3 年</td> <td>1.450%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の定期預金利率を適用します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・中間利払日(預入日から1年後および2年後の応答日)および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第3位以下切捨て)により計算します。</p>	預入期間	適用金利	1 年	1.300%	3 年	1.450%
預入期間	適用金利						
1 年	1.300%						
3 年	1.450%						
9. 税 金	・利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。						
10. 中途解約時の取扱い	<p>・満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払戻します。</p> <p>※下記の計算による利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率とします。</p>						
① 1年もの	<p>①預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率</p> <p>②預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%</p>						
② 3年もの	<p>①預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率</p> <p>②預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40%</p> <p>③預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50%</p> <p>④預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60%</p> <p>⑤預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70%</p> <p>⑥預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×90%</p>						
11. 金利情報の入手方法	・当金庫HPまたはインターネット支店HP						
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部法務課(9時～17時、電話:0120-89-2471)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 愛知県弁護士会紛争解決センター(電話:052-203-1777) 愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター(電話:0564-54-9449) 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)</p> <p>以上の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望さ</p>						

	<p>れるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部法務課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能であり、東京都および愛知県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。なお、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して、1,000万円までとその利息が保護されます。)</li> </ul>

## 豊川信用金庫